

地域計画に位置付けられている 飼料生産組織の運営強化を支援します

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち飼料生産組織の運営強化支援(令和7年度補正予算)

飼料生産組織の基盤強化支援

| 対象者 | 要件 |
|---|--|
| <p>地域計画に位置付けられている又は位置付けられる見込みのある飼料生産組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 農業法人 ・ 農協、公社 ・ 農業関連企業 ・ 3戸以上からなる任意団体 | <p>1は必須です。2又は3のどちらかを選択して下さい。</p> <p>1) <u>運営強化方針等を作成し、地方公共団体等へ事前相談</u></p> <p>2) <u>飼料の生産・販売、作業受託の合計売上高5%以上増加</u> 又は導入機械での作業拡大面積が 北海道：20ha以上 都府県：10ha以上</p> <p>※新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合 その合計売上高が農業や関連事業の売上高の5%以上を占め、 かつ5ha以上の飼料生産収穫に係る作業を行うこと</p> <p>3) <u>労働投入量（労働時間）の5%以上低減</u> 又は <u>労働生産性を5%以上向上</u></p> |

支援対象となる機械など 補助率：1/2以内

飼料の生産や稲わら収集の拡大・省力化に必要な機械の導入

作付作業～収穫・調製作業～運搬作業に必要な機械



例：播種機、飼料収穫機、集草機、ロールバレー、ラッピングマシーン、バールグリッパ、乾燥機、(無人)トラクター、飼料専用運搬車 等

※稲わらの場合は反転集草作業～収集梱包作業～運搬作業に係るものとします。

※(無人)トラクターは、本事業で導入する機械(アタッチメント)が、既に所有しているものでは能力又は台数が不足すると、地方農政局長等が特に認めたものに限りません。

※トラック、フォークリフト、田植え機等は補助対象外です。

※飼料専用運搬車(TMR運搬車等)は特装しているものに限定します。

堆肥の運搬・散布に必要な機械



例：マニユアスプレッダ等

※堆肥運搬車は特装しているものに限定します。

畔撤去、明渠・暗渠設置等に必要な機械・機器



例：カットドレーン、溝掘機、サブソイラ等

ICT機器の導入

例：自動操舵、ドローン、GNSSガイダンスシステム、データの蓄積・分析に必要なソフトウェア等

稲わら等の簡易倉庫の設置



ビニールハウス等の資材費

※地目変更を伴わないものに限りません。

飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援

| 支援する取組 | 補助額、要件 |
|-------------------------------------|---|
| 飼料生産組織が5年以上の長期契約を結び、飼料生産等の規模を拡大する取組 | <p>拡大面積あたり</p> <p>1年目 12,000円/10a以内 ※1</p> <p>2年目 5,000円/10a以内 ※2</p> <p>要件：1) 畜産農家等と5年以上の長期供給契約又は作業受託契約を結び、飼料の収穫、稲わらの収集作業を行うこと</p> <p>2) 飼料生産延べ面積（2作目も含む）を10%以上拡大</p> <p>※新たに飼料の生産・販売等を取り組む場合は、その合計売上高が農業又は関連事業の売上高の5%以上を占め かつ稲わら以外：北海道で20ha以上、都府県で10ha以上拡大すること。稲わら：40ha以上拡大すること。</p> <p>3) 拡大する作付地の土壌分析と生産する飼料の分析の実施</p> <p>※1 事業実施年度に新たに取組む面積 ※2 R6補正事業に取組んだ拡大面積の継続分</p> |

事業で支援対象となる飼料作物

- ・粗飼料(稲わらを含む各種粗飼料)
- ・濃厚飼料(子実用とうもろこし、大麦及び大豆)

事業のお問い合わせ先

飼料生産組織の基盤強化支援

最寄りの地方農政局等、又は農林水産省畜産局飼料課にお問い合わせください。

| | | | |
|---------------|---|--------------------|--|
| 農林水産省畜産局飼料課 | 03-3502-5993 〈jikyū-kobo@maff.go.jp〉 | 東海農政局畜産課 | 052-223-4625 〈tokai_chikusan_info@maff.go.jp〉 |
| 北海道農政事務所生産支援課 | 011-350-7656 〈rakuchiku_hn@maff.go.jp〉 | 近畿農政局畜産課 | 075-414-9022 〈kinki_chikusan_siryo@maff.go.jp〉 |
| 東北農政局畜産課 | 022-221-6198 〈tohoku_chikusan_info@maff.go.jp〉 | 中国四国農政局畜産課 | 086-224-9412 〈tikusan_ka.chushi@maff.go.jp〉 |
| 関東農政局畜産課 | 048-740-0027 〈tikusan_kanto@maff.go.jp〉 | 九州農政局畜産課 | 096-300-6279 〈kyusyu_chikusan@maff.go.jp〉 |
| 北陸農政局畜産課 | 076-232-4317 〈tikusan_hokuriku@maff.go.jp〉 | 沖縄総合事務局生産振興課 畜産振興室 | 098-866-1653 〈Okinawa.chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp〉 |

飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援

一般社団法人日本草地畜産種子協会 草地畜産部
 TEL: 03-3251-6501 MAIL: contractor@souti-fsa2.or.jp



要綱・要領
はこちら

クリック